

# 令和3年度いじめ問題理解基幹研修 実施要項

## 1 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年）は、いじめを“すべての児童生徒に関わる問題である”としている。そして、いじめ防止等の対策として、1）いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすること、2）いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するため、関係諸機関が緊密に連携すること、を挙げ、これらに対し、組織的かつ総合的に取り組むことで、問題の根絶を目指している。

本研修では、各学校や当該地域において指導的な役割を果たすべく、いじめの未然防止及び早期発見等に必要な、組織的な生徒指導体制を構築するための手法等の習得を図る。さらに、研修後の実践も通して、1）いじめ問題に関する諸課題の改善に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2）各学校や当該地域において教職員の専門性向上を推進する力、を育成する。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

## 4 期間

受講者は、令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）までの期間中、任意の3日間を選択して受講する。

5 実施方法 学習管理システムを用いたオンライン研修

6 配信元 独立行政法人教職員支援機構 つくば中央研修センター  
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

7 標準定員 200名

※ 標準定員は設定しているが、推薦人数に上限は設けない。

## 8 受講者

### (1) 受講資格

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭等であり、各学校や当該地域において本研修の内容を踏まえて指導的な役割（研修の企画・立案・実施・評価等を含む）を果たす者
- ③ 当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生（教職経験のある者に限る）

※ 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を10%以上とすることを、当機構として目標としている。女性の積極的な推薦について配慮すること。

（参考：令和2年度…19.7%、令和元年度…17.6%）

## （2）推薦人数

都道府県・指定都市・中核市等ごとの推薦人数に、制限は設けない。

## （3）推薦手続

推薦期限は、令和3年6月30日（水）とする。

各都道府県・指定都市教育委員会においては、「研修情報登録システム」により推薦を行う。

中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修情報登録システム」により推薦を行う。

私立学校においては、都道府県知事部局に連絡し、都道府県知事部局が、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

国公立大学法人、独立行政法人国立青少年教育振興機構及び教職大学院を置く各大学においては、各機関の担当部局が取りまとめの上、教職員支援機構（電子メール「kk2@ml.nits.go.jp」）宛てに、[様式1]により推薦を行う。

## （4）受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、教職員支援機構が決定し通知する。

## 9 研修内容

日程表は「別紙1」のとおりとし、受講者は研修終了後に「課題レポート」を提出する。なお、「課題レポート」の様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

## 10 事前課題

### （1）研修成果活用計画書の作成

受講者および所属長は事前に「研修成果活用計画書」を作成し、提出すること。なお、様式、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

### （2）その他の事前課題

その他の事前課題がある場合は、受講者決定時に別途連絡する。

## 11 研修成果の活用

本研修は、受講者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後1年程度の期間を経た後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

## 12 その他

（1）すべての講義を受講し、「課題レポート」を提出した受講者には、修了証書を授与する。受講者推薦の際に、必ず受講者の氏名を確認し、正確に記入すること。

- (2) 本研修は、学習管理システム「学びばこ」( (株) テクノカルチャー) を用いて研修を配信するものである。なお、「学びばこ」は専用のソフトウェアやアプリをダウンロードする必要がなく、対応するブラウザであればスマートフォン等の端末からも受講可能である。
- (3) システム上は時間・場所を問わずに視聴可能であるが、受講者が研修に専念できるよう、推薦者には適切な受講環境及び研修時間の確保等、特段の配慮をお願いする。
- (4) 本研修の受講に際し、特別な配慮が必要な者(障害、持病等)を推薦する場合には、事前に当機構に相談すること。

## 令和3年度いじめ問題理解基幹研修 日程表

	9:00							16:00
1 日 目	開 講 に 当 た っ て	(第1講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン	昼 休 憩	(第2講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン
		いじめ問題に関する現状と課題  文部科学省				いじめの重大事態と、組織的な取組の考え方  関西外国語大学 教授 新井 肇		
2 日 目	(第3講) 講義・演習	リ フ レ ク シ ョ ン	(第4講) 講義・演習	リ フ レ ク シ ョ ン	昼 休 憩	(第5講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン
	法を踏まえた いじめ問題への対応  おにざわ法律事務所 弁護士 鬼澤 秀昌		保護者との連携、 信頼関係構築の在り方  神田外語大学 客員教授 嶋崎 政男			1人1台端末時代におけるいじめ問題理解  兵庫県立大学 准教授 竹内 和雄		
3 日 目	(第6講) 講義・演習		リ フ レ ク シ ョ ン	昼 休 憩	(第7講) 講義・演習		(第8講) 講義・演習	
	いじめの未然防止に向けたマネジメントの推進(1)  日本大学 教授 藤平 敦				いじめの未然防止に向け たマネジメントの推進(2)  日本大学 教授 藤平 敦		研修成果の活用  教職員支援機構	

※「リフレクション」とは、講義内容について、自身の教育実践を振り返りつつ理解を深める、個人またはグループ演習の時間です。

※午前・午後ともに、講義・演習とリフレクションで150分で構成しています。適宜、休憩を入れながら受講して下さい。